(明治四十一年十二月三十一日第三種郵便物認可)(日刊) 日曜及祭日の翌日休刊 明治四十二年二月三日(水曜日) 第二十五號 (一)

京城新報

●龍山歌留多會

◎先月三十日午後一時から、龍山鐵道管理局官舍内の局員集會所に於て歌留多競技大會が催された

◎過日梅の家に於て本社及び通信管理局有志の開催した、京城歌留多會の第二回競技會とも稱すべきもので、今度は歸省中であつた鐵道派の驍將稻葉大造君が歸龍されたので、協議一決、同派の主催を見るに至つたのである、

◎最初會場を桃山温泉とし、中ごろ前記の局員集會所に變更した爲め、或は、中途にして引返された同好者もあつたろう、予の遲れ走せに馳け付けたのは午後二時頃、[illegible]那々來會者も加はり最後には見物を合して七十五人となつた、

◎七十五人のメンバーを色別けして見ると府大門鐵道官舍から三人、永登浦から四人、通信派から十三人、其の他は悉く龍山の鐵道派であつた、

◎競技の方法は、競技者が各々七回づゝの競技を試み、全勝者が一等、六勝一敗が二等と云つた風に順次三四等と數へて十等に及び同點者は更に同點者同志で勝敗を定め等別を附けるのであつた、

◎[illegible]最も人目を惹いたのは、鐵道派に屬する十四五歳の一少年池田某の機敏な取口で聞けば、今年始めて歌留多を覺へたのださうで、僅々兩三日の間に百人一首を暗記し、自在に配列を行ふを得た相である、堂々たる有髯の男子にしてこの一少年一擊にの脆くも敗を取つた者があつた、何しろ同派の囑目すべき麒麟兒である、

◎一等賞は又々鐵道派の山根氏の上に落ちた、氏は新進の敏腕家で、かるた以外膽略人を呑むの概を具へて居るとの事であるから、平常の手並は兎に角、斯かる競技の席上に於て、沈着の態度、愼重の取口を試みるのは必然の數と云ふべきである、

◎新進の敏腕家で思出したのは、通信派の末永、井上の兩君と、鐵道派の大和田君とである、末永君は、鐵道派の驍將稻葉君と相對して之を破り、井上君は預選々手の競技とも云ふべき最後の腕試合に踏止まり、遂に大和田君に破られたけれど、この兩氏は通信派に於ても新進の敏腕家として尤も囑目されて居る相である、

◎それから、鐵道派の大和田君の當日の出來榮へは實に御見事であつた、通信派の驍將松岡君と相對して之を破り、進んで預選々手競技に月桂冠を頂いた、

◎當日の二等賞は稻葉君、三等賞は佐々木君等で爾餘は別項所載の通りである、

◎通信派は馬路、森、島田、岡崎、松成等の諸氏の腕揃ひであつたのに何故か今回は振はなかつた、尤も小堀、山地、吉田、小原、稲熊などの諸氏が韓帝巡遊に付出張を命せられ若くは其他の事情で、出席し得なかつたのも一理由ではあつたらうが、

◎斯くて愉快に會を散し歌留多に熱狂した頭を、月影冴る街頭の寒風に晒して吻と一息したのは午後八時半、

◎第三回の競技は、遠からず通信派によつて催されるとの事、次回は今回の競技に參加しなかつた仁川の曉會々員にも來會を乞ふとして最も盛大に試みたいものである、

◎終りに臨み今回の競技會の盛大なりし事を祝し、併せて幹事諸君の勞を多謝す

●將來の南韓漁村
（社外細井生）

南韓に於ける本邦漁民の移住は釜山を中心[illegible]るに至り今後大に發達すべきは明瞭なるを以て此際何れの場所に幾何の漁業者を移住せしめ得べきかを研究するは時節柄頗る必要の問題なり林統監府水産技師の語る所に依れば釜山以北の東海岸に於ける將來の移住地と移住戸數の見込は約ろ左の如しと

一、機張郡太邊浦五十戸二、蔚山郡鎭下洞五十戸三、蔚山郡細竹浦五十戸四、同郡方魚津三十戸五、同郡山下浦三十戸六、長鬐郡牟浦五十戸七、延日郡大冬背三十戸八、興海郡汗者浦百戸九、寧海郡丑山浦五十戸十、蔚珍郡竹邊浦五十戸、合計四百九十戸、人口二千四百五十人

[illegible]此方面は多島海に比して邦人の漁業的研究不充分なりし爲め其價値未だ發揮せら[illegible]るに至らざりしが近時一般漁業の發展に伴ひ研究其歩を進めし結果益々此漁場の有望なること確認せられ前記の各地は優に成立すべき好適の漁村なりといふ而して以上各地は釜山に近くして交通至便加ふるに釜山には水産市場あり近く完全なる漁港亦設備せらるゝを以て本邦各府縣は競うて之れが經營を爲すに至らんと思はる

●銀貨の缺乏ご鹽

滿洲歸客談に曰く吉林省は小制錢亂の爲め銀貨の欠乏甚しきより官憲は今後旅客の旅費を五十金に制限し之を犯す者は所持金の二割を賞與として發見者に與へ殘餘は政府に沒收すべしとの嚴令を出せり又同省伊通州の鹽商は非常の暴利を貪りつゝありしが今回日本鹽を其半價にも足らざる代價にて賣出したるより支那官憲は大打擊を受けつゝありと

●三井對獨逸商

北滿洲を根據に活躍せる有力なる獨逸商人は三井物産が歐洲に大豆を輸出することを知るや更に彼等の手にて大輸出を試みんとして準備計畫中

新刊紹介

▲水産世界 「漁族の減少と其の救濟法」「改良漁船の現狀及將來」等は確かに一讀すべきものなり（二卷一號一部十一錢東京府豊多摩郡澁谷村水産世界社）

▲月報 十二月中仁川に於ける經濟事情を網羅せしも一目の下瞭然たるべし（三號仁川日本人商業會議所編纂）

▲韓國鐵道運輸 在韓國鐵道業の機關として並行せるものゝ記事豐富体裁巧妙確かに其の名に背かずといふべし（一號一部 錢龍山元町韓國鐵道運輸聯合會）

（百十五）
河合柳葉

松右衛門が歸つて往つた其晩の事であつたが[illegible]

[illegible]將が前に[illegible]つて待遇つて居るばかりで、外に藝妓は居なかつた、[illegible]見るより女將は、

「お待兼なんですよ。」

「さう」と有[illegible]壁に凭[illegible]て、さて改まつて雅致に、

「御前樣、今晩は有難ふ。」

「では小房さん些とお願ひ爲ますよ。」

と、女將は粹を利して座を外す、小房は雅致の前に進むで、

「一つお酌致しませう。」

雅致は莞爾笑ふて、

「私はモウ大分酩酊したから、お前に一つ遣らう。」

「おやッそれではモウ何處かで召上つて入來しやいましたんですね。」

「今日は友人の家で饗應されて、それから此方に來たのだ、グエップ。」

何樣餘程酩酊の樣子で、醉眼朦朧として、舌さへ與と廻りかねるのであるを見るより小房は、

「お前樣、此上お酒を召上りますると御體の毒になります、然うなると第一この小房が困りますゆゑ、モウ御酒はお舍し遊ばして、漸時お休み遊ばしませんか。」

「うむ、そりやお前が休めと云ふなら休みもせうが、些と私は厠に往つて來て、それから極めやう、はゝゝ。」

と、危なげな足元で立ちかける、

「まあ、お待ち遊ばせ私がお供致します。」

直樣傍に往つて、跟々たる体を肩のあたりに手を添へて、厠に案内した、そして歸りがけに何か廊下に紙の丸めたのが落ちて居たので自分の袂からでも落ちたと思つて、其儘拾ひ取つて袂に入れて座敷に歸つた、

「奈何遊ばします、お休み遊ばしますか、お召し遊ばしますか。」

と、小房は重ねて尋ねた、

「休むは休むでも宜いが、小房、私はお前を落籍さしてやる意だから、其覺悟で居るが宜いぞ私はお前の父に逢つて相談して置[illegible]

[illegible]すると客は果して其人であつた、今日は女云ひつゝ、正体なく小房の膝を枕に倒れて了つた、小房は女中に床を取らして、やがて一室に伴ふて靜に寢させた、そして女將等の居る室に來て、一服煙草を燻らして居ると、若松家から使が來て、一時間でも宜しから是非暇を貰つて歸れと云ふ口上、其處で女將に頼むで松樂を出て、些と家に歸つて招ばれた先へ欣々と出掛けた、先は何處、客は誰、客は長次郎で行先は望東亭である、やがて望東亭へ往つて見ると、長次郎は譬ばしさうに、

「又、松樂と云ふ事を聞いたから、到底徒目だと思つたのに、能く來られたのね。」

「眞個好い都合でしたの、お客が醉潰れて寢て了つた所だつたもんですから、それで女將に頼むで急いで來ましたの。」

「然うか、そりや好い都合だつた、つい機にやつて來たものだからね。」

第四期（隆熙二年下半期）營業報告

貸借對照部

負債之部

科目	金額
政府貸下金	三九、二〇〇・〇〇〇
貨幣整理貸下金	一五、〇〇〇・〇〇〇
農工債券發行高	二五、〇〇〇・〇〇〇
資本金	四〇、〇〇〇・〇〇〇
積立金	一五、〇〇〇・〇〇〇
配當積立金	三、五〇〇・〇〇〇
支拂未完配當金	六六五・八〇〇
定期預金	六三、七六四・二九〇
當座預金	一〇六、六四四・四七五
小額預金	一八〇、七三〇・六一五
預金手形	一、六一〇・〇〇〇
別段預金	六、〇六四・九八〇
支拂送金爲替手形	三、五一五・八三〇
他店より借	三三、二二二・五二〇
中央金庫	六、三八一・一一〇
貨幣整理資金	二三、九八九・八一〇
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
合計	[illegible]

資産之部

科目	金額
拂込未完資本金	三五、六五〇・〇〇〇
年賦償還貸付金	三六、八六〇・〇〇〇
定期償還貸付金	三一、三六九・〇〇〇
貸付金	三三、二七八・五六〇
割引手形	三七七、四六五・四四〇
荷物爲替手形	一、一〇〇・〇〇〇
當座預ヶ金	一〇三、二一三・六一〇
公債	五五、〇二〇・〇〇〇
株券	一二、五〇二・〇〇〇
他店へ貸	四、六九二・七五〇
地所	一九、三五一・二四〇
建物	二四、六九〇・三〇〇
什器	八、九五六・八八〇
收入印紙	一、七四四・八〇〇
手形印紙	四三六・三〇〇
典執物流込物件（地所建物）	四五〇・〇〇〇
保管貨幣	二二、九八九・八〇〇
金銀有高	九八、六八四・七一〇
合計	一、三五一、二八九・三六〇

損益

一金七万五千六百三十二圓七十一錢三厘 當期總益金
一金二千一百二十三圓九錢 前期繰越金
合計七萬七千七百五十五圓八十錢三厘
内
一金六万五千二百五十八圓十五錢二厘 當期總損金
差引
一金一万二千四百九十七圓六十五錢一厘 當期純益金
一此の配當計算左の如し
一金四千圓（利益金三割強） 積立金
一金一千圓（利益金八分強） 配當積立金
一金四千七百十三圓（年一割） 配當金
一金一千七十圓 賞與金
一金一千七百十四圓六拾五錢一厘 後期繰越金

右之如
隆熙三年二月
株式會社 漢湖農工銀行

銀行長 [illegible]
理事 白完[illegible]
同 洪肯[illegible]
同 李鴻[illegible]
同 李健[illegible]
同 孫在[illegible]
同 陰海[illegible]
同 李東[illegible]
同 徐[illegible]
同 朴[illegible]
支配人 尹[illegible]重
久能
前記之各項閲覧ヲ了シ其正確ナル事ヲ保證ス
監事 尹晶[illegible]
同 白寅基
同 金時鉉

京城新報

排日思想と日米の關係（二）

籍、排日運動の中心となつて居るカリフオルニヤ州は米國の一部分である、併し一部分ではあるが面積は隨分廣い約十五万方里もあると云へば恰も日本の面積と符合するのである、それで人口は甚だ稀少である日本の十分一で五百萬人位である、氣候が温和で物產が豐富で居る故に勞働賃銀が割合に高く貧乏人には極て暮し易い處であるから從て他郷より移住者は自然に集り來るのである、太平洋岸で日本より來るに近き[illegible]生活の易き點よりしても多く此地に來るのである[illegible]勞働者が多いのである、故に日本人の缺點短所も[illegible]されるのである、之が排日運動の[illegible]理由となる所以である[illegible]二十七年自分は[illegible]桑港に出て來たる時[illegible]桑港市長の[illegible]であつた、其候補者の一人は愛蘭土の系統の人でドクトルオーナーと云ふ人が盛んに大道演説をして居るのを聞いたことがある、序に申上ぐるが[illegible]候補に立つや必ず大道演説をするのである、而して此ドクトルオーナー氏は大道演説に於て如何なることを述べたかと云ふに、彼は中々過激の語調にて東洋人を罵倒しカリフオルニヤ州知[illegible]帝に最も忠實であ[illegible]日本人支那人の如き不[illegible]して自由に生活せ[illegible]ワシントンの開[illegible]將さに彼等東洋人[illegible]之が日本に於て斯[illegible]必ずや米國に對し[illegible]いか云ふと極て煩[illegible]に差止るであらう[illegible]甚だ不愉快に感じ[illegible]と彼が云ふことが[illegible]れず、支那人は無[illegible]たるが如く下層の[illegible]る下層社會の生活[illegible]不潔不道德と喝破[illegible]い、併し斯る人物[illegible]本人の爲に宜しく[illegible]ものであると云ふ[illegible]のである、自分は[illegible]の命を受けて或る[illegible]行しカリフオルニ[illegible]以て日本人移住の[illegible]日本人たるの特色[illegible]るが、素より日本人特有の思想を捨てないのは結構であるが、余り其特色を發揮し過ぎて更に同化せざる所が米國人に嘗ばれず否惡感情を抱かせる、西班牙獨[illegible]同化して米國[illegible]人は同化しな[illegible]は移住民と雖[illegible]、米國の國土[illegible]成功[illegible]ふ感念が拔け[illegible]住の覺悟にな[illegible]するであらう[illegible]にして墳墓の[illegible]して他意なき[illegible]であらう、然[illegible]臣民と云ふ看[illegible]を置かれるよ（未完）

東京電報

▲韓太子の避寒　韓國皇太子[illegible]

▲追加豫算提出　政府は四十一年度追加豫算[illegible]圓を要求す中[illegible]討伐隊[illegible]

▲個人損害質問　代議士金[illegible]より日露戰役個人損害救濟に關する[illegible]

▲東拓總裁出發（以上二日發）　宇佐川東洋拓殖株式會社總裁吉原同副總裁以下理事課長等今朝出發渡韓す（一日發）

陪從特電

▲平壤謁見者　韓皇には本月一日午後左の諸氏に謁見を賜はりたり
香川旅團長、橋本聯隊長、清水大隊長、北川少佐、菊池理事官、永島控訴院長、向井控訴院檢事長、元木地方裁判所長、菊辻同檢事長、辻判事、柳原判事、廣野判事、小城鐵道出張所長、舟塚技師、矢野財務局長、花井技師、兩角水道所長、林鑛業所長、大庭民團長、淺井商業會議所會頭代理、中村一銀支店長、佐藤同仁病院長、谷口技師、中山事務官、佐藤副理事官、宣教師英人モツヘツト、同米人ノーブル、同米人フオーウエル、同米人ウエルス（一日午後八時平壤發）

▲韓皇の開城着　韓皇には本日午前九時平壤を發し途中定州黄州に少時停車午後三時三十五時開城に着せられたり

▲萬壽臺行幸　韓皇には昨日平壤萬壽臺に行幸箕子陵には勅使を差遣さる

▲慰問狀と統監　太皇帝より統監に宛て慰問狀來る

▲統監首相訓言　統監には歡迎會に於て韓國々力の微弱なる點を具體的に述べ我が保護の理由を說き韓人の努力を促したり後李總理は各自勉勵聖旨に酬ゆべしと述べられたり（以上二日三時四十五分開城發）

▲高齢者謁見　左の三名は七十歳以上に達せるを以て謁見仰せ付けられたり
福岡縣　近藤籍太郎（天保十一年生）
山口縣　木村太郎（同　年生）
同縣　内山タキ（同八年生）

▲三日還幸時刻　韓皇には明三日午後一時當地發輦定の如く同二時三十五分南大門驛に着せらるべし（以上二日午後四時七分開城發）

雜報

●東拓規則認可　宇佐川總裁より日韓兩國政府に認可を申請したる東洋拓殖株式會社業務規程、同俸給規則同旅費規則は兩國政府共昨二日附を以て認可せり

●地方費の規則決定　屢々報導したる地方費規則は昨日の參與官會議にて決定し次回の閣議を經統監の承認[illegible]

●對韓政策警醒　伊藤統監の對韓政策は根本的に誤謬あるを以て此の際統監府に一大打擊を加へて其の覺醒を促がさんものと在東京對韓問題有志者は過日來協議中なるが多分質問書の形式を以て近々議會に提出せらるべしといふ

●水產賦課稅額　既報漁業法の施行に伴ふ水產稅則は既に閣議を經目下統監承認の手續中なる由にて其の稅率を聞くに免許漁業に對しては漁獲高の百分の一（免許登錄の當時農商工部に納付する手數料は別とす）許可漁業申告漁業は此れを數等に別ち年額十五圓以下五十錢以上の範圍にて賦課せらるものなりと云ふ

●定例參與官會議　定州參與官會議は昨日午前十時より統監府樓上に開かる

●船舶法と滊船會社　釜山汽船會社其の他元山木浦の航海業者は韓國政府より補助金の交付を受けて沿岸航路を經營せるが此等航海に使用せる汽船は日韓兩國何れの國籍に屬するか日本人個人の經營せるものは兎に角韓國政府認可の下に創設せられたる會社所屬船の如きは當然韓國の國籍に屬すべく然るに當國に於ては未だ船舶に關する規定なきために其の船舶を保險に附せんとするも此れをなすを得ず又海員（船長機關士の如きも）安んじて其の業に從事を得ず船主も海員取締規程なき爲め充分に此れを監督するを得ず又韓國政府に於ても補助を與ふる航海業を監督するに法令の準備すべきもの無く甚だ不都合なるを以て今回の船舶法制定は以上の障害を除き韓國航海業發達上資する所大なるべしと云ふ

●漁業免許と手數料　來る四月一日より施行さるべき漁業法の規定に依りて其筋へ提出すべき各種の書類に就ては何れも手數料を徵收すべき筈にて其金額は五十錢以上五圓以下とし之れに數等の階級を立て、權利の移轉漁具の變更、期限の伸縮に對するもの等何れも其手數料に差等ある由なるが既に勅令案の脫稿濟なれば不日閣議に提出の上公布すべき筈なりと云ふ

●本年新開廳裁判所　本年一月以降に開廳せられ又は開廳せらるゝ地方裁判所支部及び區裁判所並に其の上席又は主任判檢事は左の如し

裁判所	職	氏名
春川地方裁判所支部	判事	山田璞
	檢事	清水源
春川區裁判所	判事	山田璞
慶州同	同	林良太郎
安東同	同	淺信三郎
尙州同	同	鶴田武一郎
釜山地方裁判所支部	判事	長谷川公一郎
	檢事	内野德太郎
馬山區裁判所	判事	石井瀨太郎
全州地方裁判所支部	判事	檜山廣業
	檢事	志水高次郎
義州地方裁判所支部	判事	小林[illegible]
	檢事	石川[illegible]
義州區裁判所	判事	小林[illegible]
鎭南浦同	判事	黒澤休四郎
寧邊同	同	堀尾文太
龍川同	同	武宮省三
以上二月一日開廳		
仁川地方裁判所支部 一月二十五日開廳	判事	塚原友太郎
	檢事	渡邊助次郎
開城區裁判所 二月五日開廳	判事	北條久濟
木浦同	同	依田弘
群山同	同	鮎川元恭
羅州同	同	栗原忠恕
以上二月十日開廳		

尙此の他の裁判所は何れも開廳準備中にして遠からず開廳を見るべしと云ふ

●滿鐵並行線と讓步　目下北京に於ける日淸交涉は漸次其の步を進め當局にても第三回會見を以て最終交涉と爲さん意嚮なるが二十九日外務省に對し伊集院公使よりの入電に據れば南滿鐵道に對する並行線問題に就ては或程度迄日本に於て讓步する事となるべしと

●貨幣發行高週報　一月二十四日より三十日に至る第一銀行韓國支店貨幣發行高週報左の如し

第一銀行券總發行平均高（自一月二十四日至二月三十日）	九、三七一、五〇〇圓
內正貨準備發行額	三、一五一、二〇〇
保證準備發行額	六、二二〇、三〇〇
銀行券平均手許有高	六〇八、一九六
銀行券市場平均流通高	八、七七三、三〇四
硬貨發行額（一月三十日現在）	三、九二四、五七五
內金貨二十圓	一五〇、〇〇〇圓
同十圓	五〇、〇〇〇
銀貨五十錢	六八三、〇〇〇
同廿錢	七七八、五〇〇
同十錢	四〇二、〇〇〇
白銅貨五錢	九一五、九五〇
靑銅貨壹錢	一三三、二七五
同五厘	八一、八五〇
金貨五圓	五〇、〇〇〇

●ベッセル新聞發刊　元大韓每日申報社主たりしベツセル氏は今回コーレアンデリーニユースと稱する日刊週刊の兩英字新聞を發行し一月三十日初號を出せり

●安邊郡薪炭の狀況　咸鏡南道安邊郡永豐社、茅將社地方には薪炭の產出あり其產額多く客年十月以降より韓人の製造及伐採に從事し元山（二里）地方へ搬出する量又少からず近來賊徒の徘徊なきを以て之を營む者益々多く隨て多額の收益を得のみならず需用者も不便を見ざる狀況なりと

●兒玉書記官の兼勤　統監府書記官伯爵兒玉秀雄氏は一日附を以て地方部書記官兼勤を命ぜられたり

●立花事務官の出張　立花內部事務官は宇佐川拓殖總裁出迎への爲め昨日釜山に出張せり

●赤倉書記官の出張　赤倉度支部書記官は塚原技師と共に朱安天日製鹽場工事視察のため昨日出張即日歸任せり

●熊谷民長の開城行　熊谷民長は韓皇御出迎の爲め二日午前八時四十分南大門驛發開城に出張せり

●陪從通信（第三信）

▲新聞記者歡迎　新義州官民有志者四十有餘名は二十九日午後七時より同地に陪從せる新聞記者及び日本各新聞通信員一同を同地の料理店玉家に案內し盛大なる招待會を催したり席定まるや同地日本人商業會議所議員秋山康三氏起つて簡單なる挨拶を爲し次で南部安東新報社理事は新義州安東兩地の新聞記者を代表して一場の答辭を述べ更に此經日本通信社特派員は京仁記者團を代表して鄭重なる謝辭を述べソレより宴に移りたるが紅裙數十名杯盤の間を斡旋し手踊手品仁輪加等を演じ主客歡を盡して當夜散會せしは午後十一時過なりき而して新聞記者一同へ同地奉迎會より風景寫眞繪葉書若干又統監宿舍なる松葉主人よりウヰスキーを寄贈されたり

▲御諚訓言要旨　韓皇には三十一日午前九時新義州御發輦午後〇時二十分定州御着の後同地の兩班、儒生、古老等を引見し左の御諚を賜はりたり
朕今回の巡幸は地方の民情を親しく視察するにあり爾等徒らに舊慣を墨守する事なく時勢の進運に伴ひ刷新を旨とせよ若し夫れ日本人の此の地に居住するものに對しては相親和し相輯睦し互に感情の融和を圖らざるべからず
爾等は此の地に重きを爲すものと聞く故に朕が言愛に出づ
次に伊藤統監は左の如き訓言を爲したり
余は幼時初めて儒者の門に入り孔孟の學を修めんとするに當り師は余を戒めて曰く孔孟の道を修むるは難しと雖も徒らに案を叩て論議を事とする間に國家の亡ぶる所以を忘るゝこと勿れ而して今にして此の言の痛切なるを知る余が韓國に臨むは韓國を滅さんが爲めに非ず之を扶植し之を興起せしめんと欲し孜々努むるのなり諸子須らく想ふべし國家の滅ぶるは國民の亡ぶるにあり而も其の國土は決して亡ぶるものにあらず凡そ國の興廢は國民が其の富强を圖ると否とにあり余今諸子に向つて充分に意見を吐露する能はざるを恨む是れ時間の許さゞるが爲めなり諸子是を諒せよ終りに一言す諸子は各々其の壽を保ち國運の發達興振するの日を目擊せられん事を
終つて午後四時四十五分韓皇には平壤に御着あらせられたり

▲豐慶宮へ臨御　一日午前は別報來電の如く平壤の重もなる官民へ謁見あり午後供奉員一同を從へ豐慶宮に臨御暫時行在の後午後還幸直ちに觀察道內の農產品陳列所に臨御後日韓兩學生團の旗行列を臠はせられたり

▲統監歡迎會　日韓官民の重もなるものの相圖り一日午後二時より統監歡迎會を同地箕陽倶樂部に開催せり來會者は各大臣其の他日韓官民二百餘名鎭南浦よりは秋本理事官西村民團長、原田商業會議所會頭、有本辯護士、長谷川鎭南浦新報主筆等出席し盛なる歡迎會を催せしが其の際統監には一場の演說を試みられたり

▲平壤の記者招待　菊地理事官李觀察使、大庭民長佐藤副理事官は三十一日夜より陪從新聞記者一行を同地の料亭[illegible]樓に案內し盛大なる招待の宴を張られたり席上大庭民長佐藤副理事官の挨拶に次で大岡京城日報社長、來賓を代表して答辭を述べ歡聲笑語の裡十二分の歡を盡して散會せしは十一時頃なりき

▲死んでも持たぬ　北韓は南韓と違ひ排日思想激甚なるを以て今回の巡幸に就て沿道の韓民及び各學校生徒は既報の如く日章旗を携ふるもの至つて僅少にて中には「日章旗杯は死んでも持たぬ」と言ひしものもありし由傳へられたるが然るに面の當り玉車を拜觀せし韓民及學校生徒等は韓皇が伊藤統監と相對しさも睦まじ氣に語らい居らるゝさまを目擊し加ふるに韓皇の御諚統監の訓戒に依りて何分か頑迷の念を解脫せしものが還幸の際には一般に韓國々旗と合せて日章旗を携へ日韓萬歲を呼唱し居たるを見受けたり

▲韓人の觀たる統監　今回の巡幸に就て韓人は一般に歡呼奉迎の誠を表し居れるが伊藤統監の列外隨行に就て或は供奉員として來りたるものなりと云ひ或は別に特に來りたるものなりと云ひ又は日本皇帝陛下の御代理として同行したるものなりと云ひ種々の見解を下し居るも此の多數は日本皇帝陛下が御同行あるべきを統監が御代理として同行したるものなりと云ふに一致し居る由

▲韓皇御下賜金　韓皇には一日日韓公共團體へ御下賜金あり日本側にては民團、商業會議所、赤十字社、愛國婦人會、學校病院、消防組等、韓國側は農會、商業會議所、諸問會、學校、病院、警察官等とし其他奉迎會及び高齢者等へも御下賜金あり

▲「萬國君が代」　平壤全市軒毎に吊せし提灯は宛も星の如くなるが其提灯に「万國君が代」と記しあるは如何なる意味かと人々怪訝の情にたへざりしが今同地民役所吏員の語る所を聞くに大提燈は日韓國旗と共に大至急大阪へ注文したるものなるが注文先より朝鮮の國旗は何らいふのか知らして呉れと申越したるに依り直ちに電報を以て「バンコツキミヨ」即ち「萬國々旗を見よ」左すれば其の內に朝鮮の國旗も揭げあるゆゑ解るべし」との意を通じたるところ其の「バンコツキミヨ」を「萬國君代」として讀み違へもせぬに夫れを麗々しく大提燈に記し來りたる次第なり是れは〳〵と思ひたれども今更何んと仕樣もなきまゝ止むを得ず其儘これを用ふる始末となりたるなり尤も國旗の印は解りて御覽の通り別にチヤンと記しあり唯だ「バンコツキミヨ」の電報を「萬國君代」と解して讀みもせぬに之を提燈に書き込みたるなり云々

公人私人

▲入田吉平（統監府技師）一昨日入京天眞樓
▲[illegible]（[illegible]）昨夜入京
▲小原鐵之助（大邱憲兵分隊長）同上

●近事片々

▲伊藤公の對韓政策は餘弊多きを以て之を根本的に改むべしと鼻息荒き連中ありとさ
▲此等の連中は東京に大に協議を凝らしつゝあり何れ議會の大問題たらんとの說
▲万朝報は韓皇北巡幸は其結果良好ならずと論ず其言ふ所强ち根據なき說にあらず
▲沿道人民は腸には統監政治に謳歌する如くなるも其實排日氣焰を高めつゝありと
▲果して之が事實ならば折角の巡幸も何等の効なし片々は此說の虛ならん事を望む
▲在留歐米人等も之を言ふと果して然りとすれば統監たるもの大に考ふるの必要有
▲高朝が論ずる如く巡幸が却て統治難を增すべしとは思はれず片々はつや々肯せず
▲暴徒が今尙は各所に出沒して北韓の在留邦人は安ずる能はずとは作遺憾事實なり
▲亦曰く統監府の施設は常に誠實を缺く民長官選其一例なりと之には辯解の辭なし
▲邦人官吏の腐敗は韓國官吏の腐敗よりも甚だしと稱せらるとは或は實に近からん
▲居常遊惰淫佚にして韓國上下に對して僅に兵力に依て威嚴を維持すると少し酷也
▲最後に我國民は全力を擧て統監府の大刷新を企圖せざれば我發展地たる能はずと
▲以上は論議少しく激なるが如きも要するに我國民は全力を擧ぐるの必要あるべし
▲統監交迭說稗はるも之は少々遲蒔の氣味合今更に持上りたる說には非ざるべき乎
▲伊公歸朝して議會の報告濟めば風說の如く今度は愈々印綬を解くに至るならん乎
▲後話は寺內か淸浦和尙か夫れとも桂侯が後藤男爵を拔擢するの雄あらば寧ろ賴母し
▲殖民地の親方は純粹の官吏根性や何かでは些と向きが合はぬ大蛇的の人物を要す
▲阿里山問題には後藤男爵がホーボーの体なるも其實此問題には深き意味ありとの事
▲桂侯と藤田とは此に就て何等かの默契あるもの如し然らば桂侯の心配は御尤也

一月中鐵道の收入　鐵道管理局一月中[illegible]收入十八萬七千[illegible]百[illegible]一圓二[illegible]

●憲兵勤務調査完了　兼ねて調査中なりし憲兵隊勤務調査人員は約二千五百餘の大多數にして明石少將の如き[illegible]も二日夜迄には完了し三日陸軍大臣に送達せしが下士以下の分[illegible]

●[illegible]住漁業の根據地（仁川、群山、木浦の沿岸）視察の爲め兩三日中に來京の筈

[illegible]を得ざるが之は同期間は產業の發達せざる結果として一般農家に於て收獲物なきに起[illegible]し、月利七分乃至一割の暴騰を見るを常例[illegible]する有樣なれば當業者は茲に注目すべき也

●天氣豫報（自二日午後六時至三日午後六時）
北の風[illegible]

●西小門外の巡査殺し

被害者は日本人巡査
三名の賊拳銃を連發す
▲剛毅なる働振り ▲韓人巡査の遁走

去月十九日本町二丁目大仲商店へ支那人に扮裝せる窃盗忍入り拳銃を連發して逃走したるが爾來警視廳に於ては警戒怠りなき折柄昨日午前三時偵邏中の巡査を倒したる椿事ありたり今左に其詳報を掲ん

▲[illegible] 兇器を携帯せし窃盗京城市中を徘徊するにぞ警視廳訊問課にては殆んど總出にて夜警を爲し私服巡査二名宛を同行せしめ各部署を定めて連日終夜各町を偵邏せしめつゝありたり

▲現行を取押ふ 一昨夜も例に依りて偵邏を爲したるが茲に警視廳訊問課の刑事巡査山本雅夫(二十七)氏は韓人巡査一名を連れ西小門附近を偵邏中午前三時頃西小門外四辻右側に當る綿布商(支那人某)の表戸を押破り今や屋内に忍入らんとせる三四名の賊あり山本巡査は之を見るや雀躍りして大喝一聲忽ちに賊徒の中に飛入りたり

▲韓人巡査遁走 突然聲掛けられたるより賊徒の一人は所持せる短銃を差向けてズドンと一發放ちたれば山本巡査に同行の韓人巡査は膽玉を潰し何處共なく遁走したるぞ不埒なり

▲格闘…大格闘 同行の韓巡査は遁走せしも豪氣の山本巡査は單身にて連發する彈丸の下を物ともせず眞向に組附き施に數名の兇賊を相手として大格闘を爲し遂に一名の賊を組伏せ捕繩取出し捕縛せんとしたり

▲後方より狙撃 山本巡査が一賊を組伏せ乘掛つて捕縛せんとする刹那他の賊は山本巡査の後に廻り左肩部に拳銃を接觸して射撃したり、されば彈丸は肩部より斜に左肺を射通したれば豪氣の山本巡査も稍力挽みし際に一同足を速めて逃走したり、之れを見たる山本巡査は遺恨遣る方なく三拾間餘りは追跡せしかど出血夥しくして力盡き其場に堂と倒れたり

▲四方より驅附 最前より連射せし拳銃の響きに他方面を警戒し居たる同僚數名は驅附け見れば此有樣に何れも仰天し早速車を命じて山本氏を漢城病院に送り一方警視廳に急報したり

▲二時間後落命 斯くて山本巡査は腕車にて漢城病院に送られしも格闘後二時間即ち午前五時遂に落命し[illegible]岡山縣[illegible]三須村大字上林にして當年二十七歳の青年なり、性剛直にして擊劍、柔道を能くし朝鮮語にも通じ、身体又頗る強壯成に良警察官の聞へあり、從來賞を受くる事數回ありたり氏は岡山縣にて巡査を奉職し後ち當地に來り一昨年警視廳巡査を拜命し南部署に奉職し昨年九月警視廳に轉任したり氏は獨身なるも郷里には兩親も健在其他の近親もありと云へば此凶報に接し嘸ぞ悲嘆の涙に暮れ居らるゝならん、實に氣の毒の至りなり

▲豪氣驚く可し 山本氏が多數の賊と拳銃と云ふ飛道具とを物ともせず猛闘したる次第は前記の如くなるが氏は腕車にて漢城病院に送らるゝ途中大漢門前派出所前通行の際詰合の鬼田巡査に車上より聲を掛け二時間後に死すべき程の重傷を負ひながら大聲にて其狀況あらましを物語り其手配方を促したりと云へるが自己の職務を重んずるとは云ひながら飽迄豪氣なるは眞に驚く可く、入院後臨終迄精神頗る強固にして現場の狀況を委しく物語り以て同僚の捜査上に便利を與へたりと尚ほ賊は何國人にして如何なる人相等も詳細山本巡査の物語にて判明し居るも其筋の捜索上差支へあれば暫く之を秘し他日更に報導する事とせん

●檢番設置の決定

▲花月樓主人の不贊成 當地花柳界各樓主は曩きに南山町松葉亭に集合して從來の營業振りを一變し更に檢番組織となさんやとの議起りて既に井門祭太郎外五名を之が調査員に選び檢番設置の可否に就き種々調査中なりし事は既に報導したるが該委員等は其後之が調査を遂げ去月三十日當地本町六丁目有明樓に委員會を開催し種々評議の上愈々檢番設置の事に決定し近々組合會を開きて其筋へも認可申請の手續に及ぶ筈なりと云ふ而して委員會に於て設置決定に關する方法を聞くに檢番は株式組織となし一株を五拾圓として五拾株を一定額となす見込み尚株主は現在の料理屋組合員より募集して他よりは一切募集せず且つ藝妓は既に各樓に抱へ入れ居る者は其儘となし唯店のみ檢番に張らしめ今後抱へ入るゝ妓は別に館を設けて开所に居留せしむる筈なりとか最も三面子が仄かに聞く處に依ば花月樓[illegible]し檢番組織となすの已むを得ざる場合に至らば自分一個にて檢番を設立せんと意氣込み居由なるが萬一花月樓にして獨立の許可を得るが如き事あらば無論梅翠、井門、清華の各樓も獨立檢番設置の申請をなすは當然なり、されば組合檢番設置は瓦解となるや必せり果して當局者は各自勝手に許可するや否やと噂さするものあり暫く記して後報を俟つ

●義捐金募集

今回警視廳巡査山本雅夫氏が兇賊の爲め非業の死を遂げられたるは職務の爲めとは言ひながら誠に同情に堪へざるものあれば吾々同業者は茲に義捐金を募集し此の遺族に送ることゝしたれば同情の諸君は左記何れの社にても差支なきを以て續々申込みありたし

方法

一義捐金申込は一口十錢以上とす
一締切は本月十五日限り
一領收證の替りに新聞に掲載す
一義捐金は警視廳の手を經て遺族に贈與す

二月二日

京城日報社
大韓日報社
朝鮮日々新聞社
京城新報社

●陪從記者の財嚢遺失

▲拾得者の好意を謝す 吾社の陪從特派員が去三十日平壤にて電信割引券、鐵道パッスおよび金員若干を入れし紙入を遺失せし所その後右の紙入は同地廣安號運送店員愛媛縣南宇和郡山本吉三郎氏が郵便局前にて拾取り同局に屆出しより特派員の手に戻りたるが特派員は直ちに同氏を廣安號に訪ひ謝禮として制規の金品を贈りたるも固辭して受けず依て物品に換へて贈りたるも之れ亦如何にするも受取らず謝禮に品物を貰ふ位なら初めより屆出でずとて飽迄峻拒せしにぞ社員も餘儀なく引取りし旨通信あり扨ても澆季の世に珍らしき殊勝な心掛を有する人と云ふべし

●月枝拍子の勝利

新年匆々より花柳界にて能くある手練手管の腕競べを演出して一時京城粹士間諛親類筋の胸を騷かしたる新町井門支店の月枝、浪枝兩拍子の腕競べの競爭を愈々一昨三十一日の締揚を以て一段落を告げたる由なるが今物好き連が捜つた結果を聞くに憐れ浪枝は極く僅少なる差違にて敗北し遂に勝利の月桂冠は目出度月枝拍子の頭上に落ちたるが夫れと知たる浪枝は非常に殘念に思ひ地段駄踏んで口惜さよ無念さよと歎き悲みたるが之が發謀たる朝枝拍子が種々慰めたる結果儘よ今月計りにも非ずと遂に再び氣を取り直して今月こそは如何で月枝などに敗けるものかと意氣前月に倍して大氣焔之れに引換へ月枝の發謀たる花香拍子は夫れさなく朝枝拍子に暗闘を挑みつゝありしが元より此蟹に掛けては拔目なき朝枝如何で屈す可きや早くも花香の策戰計畫を見透し終に勝利を得たれば花香拍子又之を無念に思ふて益々魂胆を凝らし居る由而して局外中立派より彼等の暗闘の隙に乘じて勝利を得んとの策戰計畫を廻らし居たる龍子拍子は全然敗退し又是迄數ヶ月間花魁のみ占め居たる若手の撫子は今回の競爭の爲め終に敗走して他の五拍子に先を制せられたれば之れ又非常に愁嘆し居るとの事されば今月末の大競爭は實に面白かる可くまづ月枝派にては撫子、花香、絹枝の各拍子浪枝派にては朝枝、百合子、政枝、信枝の各拍子中立龍子派にては太郎、菊太郎、艶子の各拍子にして目下何れも月初め早々より種々協議を凝らして月末の策戰計畫方針を定めつゝある由にて樓主は競爭は嬉しけれど妓供の暗闘は取締上實に困ると愚痴をこぼし居ると云ふ(新町雀)

●豆腐賣のお灸

京城に於ける豆腐屋は其數頗る多き爲め曩に組合を組織し値段等も一定せんとせしを其筋にては聯合して不當の値段に販賣する事杯のなき樣說諭を加へて之を不許可となしたるが彼等仲間には一丁の豆腐を五錢以上の高價に賣り來りしも組合不許可となり値段一定出來ざれば勉强せる家は自然四錢若しくは三錢と安賣するにぞ高賣屋の賣子共は安賣屋の賣子の後に追尾し豆腐屋と呼べば爭つて其内に這入り斯くて高く賣附け居たるが昨日午前九時三十分頃本町一丁目豆腐賣子樋口政太郎(四十)の出町同業光武吉藏(二十)の兩人は中島與三松と云へる所謂安賣屋の賣子の後に追尾し頻りに營業の妨害を爲したる爲め昨日南部署に於て科料金五十錢に處せらる

●僞刑事捕はる

山口縣厚狹郡平民洋服商富那城光太郎(二十)と云へるは昨二日午前二時頃當地長谷川町二丁目料理店開月亭に至り自分は刑事巡査なるが取調ぶる筋ありとて家内各室を搜索して立出でたる事勤不審なるより同家にては之を追尾せしに彼れは大膽にも大漢門前巡査派出所に至り矢張刑事風を吹かしたるを休憩中の鬼田巡査が聞咎め表に來り居る開月亭主人籠田々力同行會洞派出所に來り取調べたるに忽ち化けの皮現はれ其儘南部署に引致せらる

●馬關海峽で捕鯨

去る廿六日午前九時過ぎ大鯨三頭馬關海峽に現はれ潮を吹きつゝ西より東に通り掛りたる折柄東洋捕鯨會社の捕鯨船ニコライ丸軸園を引き揚げ歸港し居りたれば直樣追跡正午頃長府沖にて一頭(七間)を打捕り二時頃又一頭(八間)を捕り他一頭は取逃せり八時歸港市中は鯨肉に滿され收得一萬二三千圓の見込海峽にて捕鯨せるは開闢以來の珍事なり(下關通信)

●無屆寄留處罰

山口縣阿武郡三島村菓子職山喜德松(三十)は昨年十一月中より當地明治町三丁目六十六番戸に寄留し再三警官の注意あるも更に屆出の手續を爲さゞるより昨日南部署にて三圓の科料に處せらる

●七代目芳村伊三郎(四)

▲藝術修業の困難 十四歳で初めて所作に出た事は前回に述べたが、丁度此所作の稽古最中に彼の上野の戰爭が起つた、其戰爭の前晩は父は稽古に行きて歸らず桂次郎一人翌朝出懸けんとして淺草見附けで通行を止められて大に面喰つたと、尤も其時分は部屋には寢ず自宅から通つて居たが朝は頗る早く出勤し淺草橋邊で夜が明ける位であつた、或る時嵐が激しくて祖父や祖母は体めさと云ふのを無理に出掛け途中で傘を破つて引返し其れが爲め遲れて大變父に叱られたが隨分無理だけれども修業だから仕方がない、こんな樣な小言を喰ふ事は屢々あるのだ、

▲番立の歌 此時分の脇狂言(番立の歌)に唄つたのは甲子待と言ふて左の樣なのを唄つたのだ

甲子待に嫁取濟ました中に立つ人誰々なるぞ、鄰も惑かや爽子三郎、さて又料理はほてい、福祿壽、侍女郎には奇麗自慢の辯才天、十二の小供が酌取盃御取持ちさせ玉へば金銀續々福德延命、家倉万々億歲孫ひこやしや子にかいつくひいつくサツノーエッサッサ〱數の寶を船に車にく富士の山じやぞく富士は黒天、拍子揃へて手拍子揃へて祭るぞ此家が叶ふたり千秋萬歲家が久しき

●(演)…●(藝)…●(だ)…●(上)…●(り)

●壽座 本日の替りは壹番目「女辨護士」二番目「石井常右衞門」重なる役割は左の如し 飯田辨護士、石井常右衞門(原)武田檢事、吉野又左衞門、逸藤佐中太(西)女辨護士照子、仲居れせん(大咲)令孃鈴川靜子(田川)吉野亦夫、下郎一助(福本)馬丁新吉(小泉)永岡看守長(後藤)亦夫妻れよし三浦やの女主(秋月)婆々れ定、青木刑事、都大齋院部長、若者傳吉(荒川)島村警部、敎梅師(三宅)藤岡大尉、韓間甚六(淸水寶)巡査(日野)小松貞一(すみれ)高尾太夫(今紫)

▲無料紹介欄▼

人事部

被雇度 多年教育に經驗あり且韓語に通ず韓國學校か家庭教師を望む 姓名在社（一五二）

人用 玉突場ボーイ（ゲーム取り）男女各一名至急入用相當月給支給仕候 龍山大島町 新玉軒（一五四）

求職 中學卒業後一ヶ年半餘英語研究普通會話に差支なし 職を撰ばず至急被雇たし 姓名在社（一五三）

求事業家 確實なる事業にて年十割以上の純益あり金五百圓以上出資し得る人を求む 旭町一の六十 京仁商會（一六三）

求妻 知久年三十五歳品行方正身体健全月收百圓餘三十前後にして普通教育ある婦人を望む 旭町一の六十 川村（一六四）

物件部

[illegible]龍山停車場前新築家屋十五間付[illegible]三間[illegible]階家屋二階[illegible]水の便あり 龍山停車場前 電話四九島田（一四五）

貸間 二階八疊及び六疊何れも床付き紳士向き食事付きも又わなし 龍山停車場前 電話四九島田（一四六）

貸家 若草町一にて温突三間疊敷一間建具疊押込炊事場附家賃十三、五〇 若草町一の二二九 矢島（一四八）

貸家 若草町一、温突五間板間一間炊事場押込附空地極めて廣し家賃十七 若草町一の二二九 矢島（一七九）

貸家 龍山漢江通り三丁目十五間道路一等場所にて間口三間總二階附 京城明治町二丁目 ゑり德（一五〇）

歯科醫學講義錄第八卷迄分四部格安御讓り申したし 姓名在社（一五二）

商店 向貸家但平家造作付間口三間店土間五坪六疊一室裏空地十五坪家賃十三圓 永樂町二赤門前 岡（一五六）

土地 南山町二丁目南山麓眺望絶佳約三百坪割貸又は賣却何れ共御相談に應ず 永樂町二丁目 岡內（一五七）

割譲用トランシット[illegible]一脚附屬一式十二磅締レール四十七チヤイン右賣却したし御入用の方は下名へ 南山町一澤田館 小谷（一五八）

瓦葺二階建新築家屋上六疊二、三疊、下三疊、六疊敷温突付外押入れ所々床間あり疊建具一切完備床及び玄關付紳士に向適當なり 南山町一丁目南島三吉 電話八三五（一五九）

貸間 二階六疊二間床間押入付至急貸したし 本町五丁目の家（一六〇）

雜貨 見切品見世仕舞品及諸道具其他何でも不用品何でも買入ます 旭町一の六十 京仁商會（一六一）
旭町二丁目 旭町競賣所（一六二）

待合 春日
京城本町一丁目北東支那領事館前
洋室には卓球、バイオリン、尺八、笛、将棋等の備付あり御客様方の娯樂に任ず

廣告

[illegible]館

土耳古煙草直輸入大販賣
本社ハトルコ最大貴製造會社ニシテ其製品ハ原料精選其風味ハ良好無比ナレバ夙ニ世界各國ニ最多ノ輸出ヲナシ好評ヲ以テ迎ヘラレツヽアリ卸小賣トモ廉價ニ販賣仕候
京城本町四丁目角 仁川港本町通 仁川代理店
デーエス、パチリス會社出張所
顥原兄弟商會

春季種苗案內 繪入說明附
無代進呈す
蔬菜種子原產地
各國農產種苗問屋
東京府北豐島郡瀧の川村（板橋停車場傍）
振替口座東京五九一大番
瀧野川農園

日本への土產としてよい菓子

商標 S 元祖
滋養菓子 朝鮮名產
人參煉製飴
定價 大函七十五錢 中函五十五錢 小函四十五錢
京城 鳳炮堂
發賣元
京城 [illegible]屋商店
同 松屋商店
同 龜屋支店
同 大西組
同 大和軒
同 貞島寒水堂
仁川 顥原商會
同 井上和商店
平壤 龜屋支店
安東縣 龜屋支店
水原 中島商店

この商標なきものはにせもの

明治廿年創立資本金一千萬圓
東京火災保險株式會社
日本國火災保險業の嚆矢
代辨店 山口吳服店
事務所 京城本町二の三 電話九番

千古不磨の名著新釋成る
文學博士 三島毅先生序題
國學院大學講師 宮內鹿川先生著
韓非子講義
（本日發賣）
▲正價金貳圓▼
全一冊上製 菊判 一千百餘頁 上等紙印刷 美本 ▲船來 小包料內地二十四錢
本書は斷に學造詣深き宮內鹿川先生が流暢明快なる健筆を以て平易に講義せられしものにしてこれを題意通釋批評の三項に大別し題意を以て本編の主旨を知り通釋を以て全旨を審にし其解註によりて字義訓詁を明にし欄外に要領を摘記し末段に一々批評を加へて全編の大意を發明批評し加ふるに原文に精密なる訓點を施したれば何人も一讀の下容易に了解し易からしむ國漢文受驗者は勿論政治法律文學哲學に從事せらるゝ諸氏其他一般の修省諸君にも必讀せらるべき一大快著なり
發行所 東京神田南神保町一七 文華堂書店
大賣捌 大阪市東區備後町 吉岡寶文館

舶來 教育 **高等玩具卸**
東京銀座四ノ二 電話新橋四九六六番
吉川玩具本店

▲轉宅荷物運搬▼
（其他一般貨物の運搬及び人夫請負）
弊店儀今般右の營業を開始仕候に付ては貨物の多少又は土地の遠近に拘はらず御報知次第直ちに店員を派出して御用命に應じ可申尚ほ弊店は責任を重んじ万一御委託物に對し店員の不注意より損害を加へ候節は弊店に於て其**賠償の責に任じ**決して御損失は相掛申間敷候間陸續御用被仰付度此段謹告候也
京城南大門通り二丁目二十番戶三浦商店向側
店主 有田豐太郎
有田運送店

產婆 莊野キヌ
東京產婆學校卒業
龍山十五間道路鐵道官舍十六號

入院隨意
院長 陸軍三等軍醫正 高井貞治
京城壽町三丁目（元阪井病院跡）
高井醫院（電話二一六番）

京城壽町…（[illegible]）

▲清潔の下宿▼
客室の清潔と調理の美味と御扱の懇切とを特色として下宿營業仕候間賑々敷御投宿の程御願申上候
壽町二丁目十番戶橫小路（元花屋跡）
▲懇切の下宿▼
かめ屋

西洋料理
東京高輪壽し
會席料理
丼類いろ〳〵
折詰辨當
同サンドーウヰツチ
南大門停車場構內
エーテー 淵田
電話六八七

[illegible]物[illegible]

待合 嬉野
京城永樂町一丁目
取次電話三〇九

●寒氣と牛乳
●牛乳と消毒
韓國畜產株式會社
南大門外（電話八八番）

登記漢城府手續
訴願 屆 代書
土地鑛山測量
集金 取立 代辨
土地家屋賣買其他金錢貸借諸般ノ仲介
京城本町一丁目 民役所前
岡田事務所
取次電話六〇四

大 合 薑
特約販賣 自製
漬物 味噌 醬油 製造元
和洋酒、壜精酢、穀物麵類、銘茶、罐詰、乾物荒物、食料雜貨、ビール、米糀、塩辛各種特約販賣
尚御望に依り商品切手調進仕候
京城本町五丁目
大上商店
（電話二五一番）

雜誌 大阪佛教取次所
左文字屋
取次電話八四九番

神佛葬具請負
並に佛具販賣
貧困者は特志取扱申候
京城南山町四丁目（花月向）

營業科目
活版活字鑄造 石版 銅版 木版 彫刻 コロタイプ版 寫眞版 罫紙 帳簿 製本 裝釘
今般日韓印刷株式會社ヲ日韓印刷株式會社ト改稱致シ左記ノ處ニ新築落成仕候間倍舊御用命之程奉願上候也
日韓印刷株式會社
本社 京城明治町三丁目 電話（三三番）
東京出張所 東京京橋區南鍋町一ノ十 電話新橋（三九六二番）

移轉御披露
今般左記の所に移轉す
永樂町貳丁目（赤門通り本町より五軒目）
洋服商 東京塚原支店
原雄吉

薪新有益ナル燃料
本品は長門大嶺產無煙炭現時德山海軍省煉炭所機關燃料御用品として蒸氣器械を以て壓搾せし煉炭なり
特色 火力は普通石炭の比にあらず
少 にして人畜に及ぼすの害及び建物裝飾品等
汚濆 せしむる憂なく汽鑵燃料室內暖爐其他炊爨向として無比の適用なり
成分 無煙炭 八 金田有烟炭 壹 ピッチ 壹
周防國德山町
谷口無煙煉炭工場
韓國一手販賣 韓國京城太平町二丁目 **神田組**
京城特約店 韓國京城南領事館通 **巴商會**（電話三〇六番）

京城 株式會社 **第五十八銀行**
電話番號五十八
資本金三百萬圓
爲替取先組
畿內 大阪、京都、西陣、伏見、奈良、郡山、八木、高田、田原本、貝塚、岸和田、御影、兵庫、神戶、住吉、平野、
東海道 東京、横濱、千葉、大磯、甲府、沼津、静岡、沼津、濱松、豐橋、名古屋、熱田、龜崎、四日市、津、山田、桑名、
東山道 彥根、八幡、大津、長濱、大垣、多治見、前橋、伊勢崎、宇都宮、
北陸道 若松、仙台、青森、秋田、七浦、能代、小濱、福井、敦賀、鯖江、金澤、大聖寺、高岡、富山、伏木、新潟、
山陰道 宮津、舞鶴、福知山、豐岡、鳥取、米子、境、松江、濱田、久手、大田、宅野、
山陽道 龍野、明石、赤穗、姬路、西大寺、[illegible]、廣島、岩國、中宮市、三田尻、德山、小郡、山口、柳井本津、平生、長府、小月、下關、
南海道 和歌山、尾の道、三原、吳、宇品、[illegible]、德島、撫養、高松、八幡濱、川之石、宇和島、今治、丸龜、中、西條、松山、三津濱、高知、
西海道 直方、飯塚、博多、福岡、若松、久留米、若津、中津、小倉、門司、行橋、佐世保、佐伯、別府、長須、大分、湊（島原）、寺、佐賀、熊本、宮崎、伊萬里、唐津、呼子、長崎、鹿兒島、
北海道 函館、小樽、札幌、
台灣 臺北、臺南、
清韓國 仁川、釜山、元山、鎭南浦、平壤、木浦、羅州、大邱、群山、安東縣、
銀行一般の業務精しく便利に取扱可申候

日韓[illegible]組
京城南大門

日本郵船株式會社
仁川出帆廣告
仁川海岸通
貨物及船客取扱店
郡回漕會
電話三九番
●釜山長崎門司神戶行 山京丸 二月十二日後三時出帆
●大連行 高砂丸 二月十六日後一時出帆
●大連、芝罘、[illegible]行 山東丸 二月廿一日前五時出帆
●大連行 酒田丸 二月二日正午出帆
●釜山出帆、浦鹽行 上川丸 二月三日
御注意 御乘船ノ際ハ瀨波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ解纜ノ事

●購讀料（一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月…）
●廣告料（▲五號活字十九字詰一行一回四十錢▲…）

發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新報社 京城南部…
電話六六三番